| 点検対象無線局等の種別 | 総合試験の方法等 | 備考 |
|---|---|---|
| 1　航空機局 | ⑴　ＨＦ通信装置については、設備ごとに次のとおりとする。<br>ア　飛行中に任意の航空局と実地通信を行い、感度及び明瞭度を確認する。<br>イ　選択呼出装置を有する場合は、その装置の動作も併せて確認する。<br>⑵　ＶＨＦ通信装置については、設備ごとに次のとおりとする。<br>ア　飛行中に法第36条の規定による有効通達距離を満足する任意の航空局と実地通信を行い、感度及び明瞭度を確認する。<br>イ　選択呼出装置を有する場合は、その装置の動作も併せて確認する。<br>⑶　機上ＤＭＥについては、設備ごとに、飛行中に任意の地上ＤＭＥを選定し、地図上で明確な航空機の位置から当該地上ＤＭＥまでの距離、機上ＤＭＥの指示距離及び受信した標識信号を確認する。<br>⑷　機上タカンについては、機上ＤＭＥと同様に実施するほか、設備ごとに、飛行中に任意の地上タカンを選定し、地図上で明確な航空機の位置から当該地上タカンまでの方位、機上タカンの指示方位及び受信した標識信号を確認する。<br>⑸　ＡＴＣトランスポンダについては、設備ごとに次のとおりとする。<br>ア　モードＡの場合<br>飛行中にレーダー管制所に試験を要求し、指定されたコード及び特別位置識別パルスを送信したときに、通報された位置と航空機の位置及び特別位置識別パルスによる表示を確認する。<br>イ　モードＣの場合<br>飛行中にレーダー管制所に試験を要求し、自動送信されている高度情報について、通報された高度と航空機の気圧高度計の指示値を確認する。<br>⑹　低高度用電波高度計については、設備ごとに次のとおりとする。<br>飛行中（離陸時及び着陸時を含む。）に指示器が次のとおり動作することを確認する。<br>ア　航空機の主車輪の底面から地表までの高さを表示できること。<br>イ　進入限界高度表示装置は、表示高度が進入高度以下となったとき、その旨を表示できること。<br>⑺　航空機用気象レーダーについては、設備ごとに、飛行中に指示器が次のとおり動作することを確認する。<br>ア　距離レンジの切替に応じて、表示面の目標が切り替わること。<br>イ　チルト角度は最大値が10度以上であり、その範囲内で任意の値に設定できること。<br>ウ　空中線の姿勢制御装置を有するものにあっては、航空機が上昇、下降又は旋回により機体の姿勢が変化した場合においても、空中線の姿勢制御機能が動作すること。<br>⑻　航空機用ドップラレーダーについては、設備ごとに、18.5キロメートル以上の距離を直線的に水平飛行したときの対地速度及び偏流角が設備規則に規定する基準に適合するか否かを確認する。<br>⑼　ＡＣＡＳ-Ⅰ及びＡＣＡＳ-Ⅱについては、設備ごとに次のとおりとする。<br>ア　飛行中において、平成２年郵政省告示第574号（ＡＣＡＳの技術的条件を定める件）第１項第２号又は第２項第２号に定める距離以内の他の航空機の位置（距離及び方位）が指示器に表示されることを確認する。<br>イ　アによることが困難である場合は、自己診断試験による動作確認に代えることができる。 | 記載に当たっては、通信の相手方、使用した電波の型式及び周波数、自局の位置及び高度も併せて記載すること。 |
| 2　船舶局 | ⑴　無線電信又は無線電話については、次のとおりとする。<br>ア　設備ごとに任意の１周波数を選定して実地通信を行い、無線電信については、感度、明瞭度及び発射の音調を、無線電話については感度及び明瞭度を確認する。<br>イ　無線電話について、アによることが困難な場合は、任意の１周波数を使用して電波を発射し、他の無線局等の受信機を用いて感度及び明瞭度を確認するとともに、任意の周波数の電波を受信して感度を確認する。<br>⑵　デジタル選択呼出装置（以下「ＤＳＣ」という。）又は狭帯域直接印刷電信装置（以下「ＮＢＤＰ」という。）については、次のとおりとする。<br>ア　ＤＳＣ（適合表示無線設備を除く。）又はＮＢＤＰ（中短波帯の周波数の電波を使用するものを除く。）の設備ごとに任意の１周波数を選定して実地通信を行い、通信の設定の状況の良否及び文字の復調状況を確認する。<br>イ　アによることが困難である場合は、自己診断試験による動作確認に代えることができる。<br>⑶　船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置については、次のとおりとする。<br>ア　船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を動作させ、他の船舶局と自動モードにおける静的情報及び動的情報の更新の状況の良否を確認する。<br>イ　アによることが困難である場合は、自己診断試験による動作確認に代えることができる。<br>⑷　船舶長距離識別追跡装置<br>６時間ごとに電波が発射されている状態又は発射できる状態にあるかを確認する。<br>⑸　特殊な設備及び附属装置については、次のとおりとする。<br>ア　レーダーについては、起動時間を計測した後に、距離レンジ、同調、利得調整、ＳＴＣ、ＦＴＣについて、指示器により動作状況を確認する。<br>また、自動レーダープロッティング機能又は手動レーダープロッティング機能が付加されている場合は、目標の捕そく及び追尾、警報、表示の消去についてその動作状況を確認する。<br>イ　無線方位測定機については、較正曲線の備付けの有無の確認及び無線標識局等の方位を測定したときの誤差を確認する。<br>ウ　地上無線航法装置については、現在位置の表示及び電源投入後から信号を捕そくするまでの時間を確認する。<br>エ　衛星無線航法装置については、現在位置の表示及び協定世界時の表示を確認する。 | 記載に当たっては、通信の相手方、使用した空中線、電波の型式及び周波数を併せて記載すること。 |